

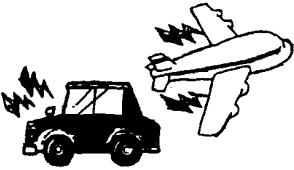
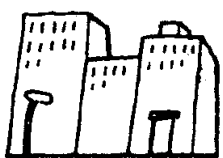
第3章 騒音

第1節 現 況

一般に騒音とは、「さわがしい音」あるいは「好ましくない音・望ましくない音」を総称したものとされている。

各種公害の中でも日常生活に最も関係深い問題であり、その判断は個人の主観的要素や感情的な問題（音の性状、周囲の環境、個人の性格、年齢、好み、健康状態あるいは馴れなど）により左右され、その内容・程度の受け止め方が違ってくる。

□ 騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110 デシベル	自動車の警笛（前方2m） リベット打ち	
100 デシベル	電車が通る時のガード下 大声による独唱	
90 デシベル	騒々しい工場の中	
80 デシベル	地下鉄の車内 電話のベル	
70 デシベル	騒々しい事務所の中 静かな乗用車の中	
60 デシベル	普通の会話	
50 デシベル	静かな事務所 市内の深夜	
40 デシベル	図書館 郊外の深夜	
30 デシベル	ささやき声	
20 デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）	

騒音を発生源別にみると、工場や建設現場からの騒音、自動車の走行に伴う自動車交通騒音、生活に密接な関係のある近隣騒音に大別される。

近年、工場や建設現場からの騒音や自動車交通騒音の他に近隣騒音も苦情の対象となっており、いずれも発生源が住居と近接している場合に問題を生じやすい。

近隣騒音としては、家庭用の空調室外機、ボイラーの燃焼音、冷暖房用のクーリングタワー、冷凍機音、飲食店等のカラオケ、拡声器音などがあり、これらの対策としては、行政指導のみでは限界があり、市民一人ひとりの自覚が強く求められる。

本市では騒音規制法等に基づき、工場等に対し調査指導を実施するとともに、環境騒音の実態を把握するための調査を行っている。

また、自動車交通騒音については、自動車走行台数の多い地点等で調査を実施しているが、自動車の走行に由来する騒音であり、本市のみでは解決策は見だし難く、自動車そのものの音源対策や主要道路の構造改善、さらには交通量の緩和など国、県の総合的施策による対応が必要とされる。

とやまの音風景



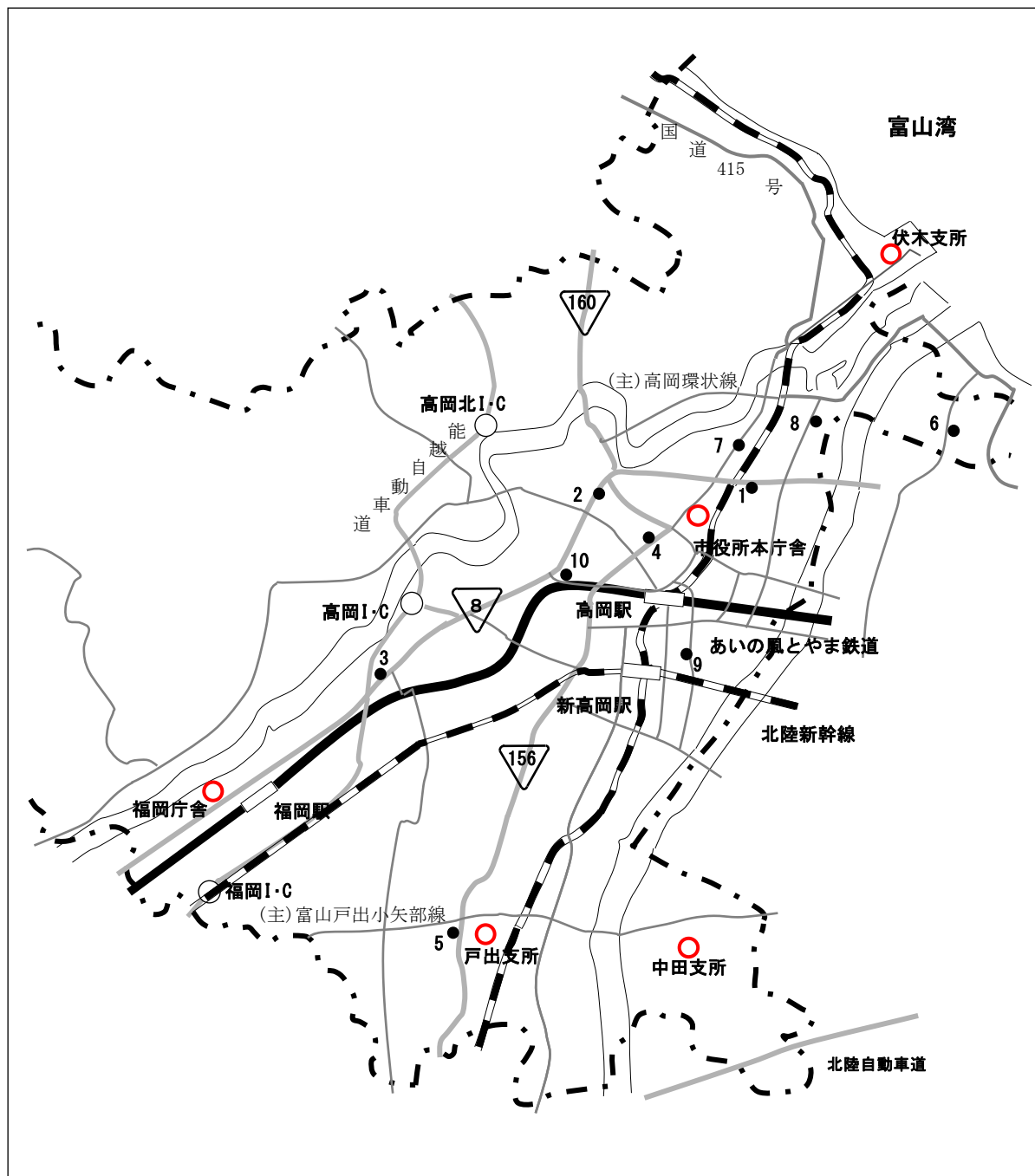
高岡古城公園の野鳥と虫の声

1 自動車交通騒音（地点評価）

(1) 測定・評価体制

「騒音に係る環境基準」の設定されている道路に面する地域10地点について、自動車交通騒音の等価騒音レベルの測定を行い、地点評価を実施した。

□ 自動車騒音地点評価地点



●：道路に面する地域の測定点（10地点）

(2) 騒音測定・評価結果

自動車交通騒音（地点評価）では、B類型（主として住居用に供される地域）1地点、特例（幹線交通を担う道路に近接する空間）9地点、合計10地点で等価騒音レベルの測定を行った。

測定の結果、10地点、全ての時間帯で環境基準に適合していた。

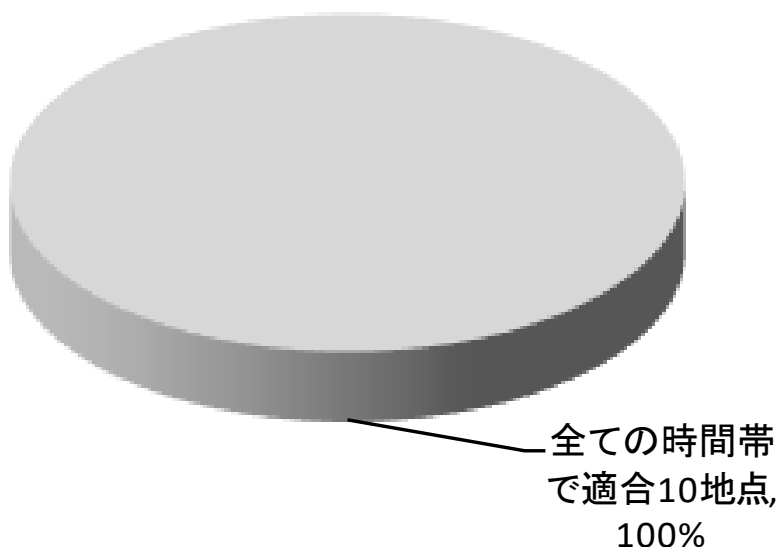
[関係資料（騒音）－1，3]

□ 環境基準の適合状況（道路に面する地域）

単位：デシベル(A)

類型	地点	測定場所	測定値		基準適否	
			昼	夜	昼	夜
特例	1	能 町 南 一 丁 目	68	62	○	○
	2	本 郷 一 丁 目	68	64	○	○
	3	上 渡	69	64	○	○
	4	丸 の 内	65	59	○	○
	5	戸 出 町 四 丁 目	67	61	○	○
	6	中 曾 根	64	56	○	○
	7	荻 布	66	58	○	○
	8	能 町	67	60	○	○
	9	赤 祖 父	67	58	○	○
B	10	羽 広 二 丁 目	64	56	○	○

□ 環境基準の適合状況（道路に面する地域）10地点



□ 騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル(A)

類 型		地 域 の 区 分		昼 間	夜 間
				午前 6 時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前 6 時
道路に面しない地域	A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	道路に面する地域以外の地域	50以下	40以下
	A	専ら住居の用に供される地域		55以下	45以下
	B	主として住居の用に供される地域		55以下	45以下
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域		60以下	50以下
道路に面する地域	A	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B	主として住居の用に供される地域		65以下	60以下
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

注1 地域の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、
第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、 準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、 商業地域、 準工業地域、 工業地域

2 ()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 自動車交通騒音（面的評価）

(1) 測定・評価体制

自動車騒音の面的評価は自動車交通騒音の影響の大きい道路に面する地域で騒音に係る環境基準に基づき、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものである。

具体的には道路に面する地域（道路端から50メートルの地域）内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を達成する割合および達成する戸数を把握し、評価するものである。

本調査は全国的な調査として行われており、県の調査を継続し、平成24年度より本市が自動車騒音の状況を調査し、現状を把握・公表しているところである。

□ 自動車騒音面的評価区間



注）図中の矢印（◀▶）は令和6年度の評価区間を示す

(1) 騒音測定・評価結果

令和 6 年度に測定した区間における自動車騒音面的評価については、環境基準を昼夜ともに達成したのは1,436戸中1,425戸（99.2%）であった。また、評価区間全体では環境基準を昼夜ともに達成したのは6,623戸中6,536戸（98.7%）であった。

（参考：令和 5 年度における評価区間全体での環境基準達成率 97.6%）

[関係資料（騒音）－ 4]

□ 自動車交通騒音の環境基準達成戸数（令和 6 年度の測定区間）

評価道路	評価戸数	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
一般国道 156 号 (佐野～戸出行兼)	406	395	97.3	0	0	10	2.5	1	0.2
一般国道 156 号 (清水町二丁目～佐野)	306	306	100	0	0	0	0	0	0
一般国道 415 号 (城光寺～米島)	11	11	100	0	0	0	0	0	0
主要地方道伏木港線 (丸の内～米島)	346	346	100	0	0	0	0	0	0
主要地方道富山高岡線 (広小路～三女子)	367	367	100	0	0	0	0	0	0
令和 6 年度全体	1,436	1,425	99.2	0	0	10	0.7	1	0.1

□ 自動車交通騒音の環境基準達成戸数（評価区間全体）

評価道路	評価戸数	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
高速自動車国道	15	15	100	0	0	0	0	0	0
一般国道	2,807	2,722	97.0	15	0.5	11	0.4	59	2.1
県道	3,801	3,799	99.9	0	0	2	0.1	0	0
全体	6,623	6,536	98.7	15	0.2	13	0.2	59	0.9

注 環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものである。

□ 騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル(A)

類 型		地 域 の 区 分		昼 間	夜 間
				午前 6 時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前 6 時
道路に面しない地域	A A	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	道路に面する地域以外の地域	50以下	40以下
	A	専ら住居の用に供される地域		55以下	45以下
	B	主として住居の用に供される地域		55以下	45以下
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域		60以下	50以下
道路に面する地域	A	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B	主として住居の用に供される地域		65以下	60以下
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

注1 地域の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、
第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、 準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、 商業地域、 準工業地域、 工業地域

2 ()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

3 自動車交通騒音（要請限度）

(1) 測定・評価体制

自動車交通騒音について、道路近傍の10地点で騒音規制法に定める自動車交通騒音の要請限度に適合しているかを調査した。

このうち、国道8号沿の3地点（能町、本郷一丁目、上渡）については3日間、他の7地点については各々連続24時間の等価騒音レベルの測定を実施している。

[関係資料（騒音）－1，3]

(2) 測定結果

いずれの地点においても、自動車交通騒音の要請限度以下であった。

□ 自動車交通騒音の要請限度の適合状況

単位：デシベル(A)

類型	No.	路線名	測定場所	測定値		限度適否	
				昼	夜	昼	夜
特例	1	国道8号	能町南一丁目	68	62	○	○
	2	国道8号	本郷一丁目	68	64	○	○
	3	国道8号	上渡	69	64	○	○
	4	国道156号	丸の内	65	59	○	○
	5	国道156号	戸出町四丁目	67	61	○	○
	6	主要地方道新湊庄川線	中曽根	64	56	○	○
	7	主要地方道伏木港線	荻布	66	58	○	○
	8	主要地方道高岡環状線	能町	67	60	○	○
	9	主要地方道高岡小杉線	赤祖父	67	58	○	○
b	10	市道羽広二丁目南幸町線	羽広二丁目	64	56	○	○

□ 公安委員会等に対する要請限度

単位：デシベル(A)

要請 類型	区域の区分	車線の区分	昼間	夜間
			午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前6時
a	専ら住居の用に供される地域	1車線の道路	65以下	55以下
		2車線以上の道路	70以下	65以下
b	主として住居の用に供される地域	1車線の道路	65以下	55以下
		2車線以上の道路	75以下	70以下
c	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路	75以下	70以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域	——	75以下	70以下

- 注1 地域の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち
- 専ら住居の用に供される地域
 - ：第1・2種低層住居専用地域、
第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域
 - 主として住居の用に供される地域
 - ：第1・2種住居地域、 準住居地域
 - 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 - ：近隣商業、 商業地域、 準工業地域、 工業地域、その他の指定地域
工業専用地域（境界から50m内の範囲）
- 2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・ 2車線以下の道路 15mの範囲
 - ・ 2車線を超える道路 20mの範囲

4 新幹線鉄道騒音

(1) 騒音測定・評価結果

新幹線鉄道騒音について、環境基準等の達成状況を把握し、今後の対策の基礎とするため、下記の騒音測定を実施した。

[関係資料（騒音）－2]

〇県内の新幹線鉄道騒音の調査結果の概要

地域 類型	主な用途	基 準 値	令和6年度 調査地点数	環境基準 超過地点数
I	住居地域など	70デシベル以下 (騒々しい街頭と同程度)	全県 10 うち高岡市内 1	7 1
II	商業地域など	75デシベル以下 (電車の車内と同程度)	全県 2	0
計			全県 12 うち高岡市内 1	7 1

- (注) 1 測定は上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、その騒音のピークレベルを読みとる。
- 2 環境基準は、午前6時から午後12時までの間に、適用するものとする。

(2) 対応状況

環境基準達成のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等及び西日本旅客鉄道株式会社への音源対策の要請とともに県、沿線市町村、西日本旅客鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の関係者により構成した北陸新幹線環境基準連絡会議を継続して開催し、情報共有・意見交換を実施している。

第2節 騒音防止対策

1 法律・条例に基づく規制

(1) 騒音規制法に基づく規制

ア 規制地域

本市内のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び高岡市長が指定した区域

イ 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音、自動車交通騒音

ウ 規制対象施設・作業

(7) 工場騒音

金属加工機械、空気圧縮機等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設）

(4) 特定建設作業騒音

くい打機やさく岩機を使用する作業等（騒音規制法施行令別表第2に定める作業）

エ 規制基準

(7) 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 騒音規制法特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

適用地域 区域	一般の地域			第1,2種に隣接			学校等の周辺		
	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜
第1種区域	45	40	40	同 左			同 左		
第2種区域	55	45	40	同 左			50	40	40
第3種区域	65	60	50	同 左			60	55	45
第4種区域	70	65	63	65	60	55	65	60	58

注1 区域の区分

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、 田園住居地域

第2種区域：第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 その他の指定地域

第4種区域：工業地域、 工業専用地域（境界から50m内の範囲）

2 時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00 朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

(イ) 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

□ 特定建設作業（騒音）に関する規制

作 業 の 種 類		規 制 基 準						
		騒音の 大きさ	作業できない 時間		1 日の作業時 間		同一場 所の作 業時間	日曜休 日の作 業
			第一号 区 域	第二号 区 域	第一号 区 域	第二号 区 域		
1	くい打機、くい抜き機を使用する作業等	85 デシベル (A)を 超えないこと	午後 7 時から 翌日の 午前 7 時まで	午後10 時から 翌日の 午前 6 時まで	10時間 を超えないこと	14時間 を超えないこと	連続して 6 日間を超えないこと	禁 止
2	びょう打機を使用する作業							
3	さく岩機を使用する作業							
4	空気圧縮機を使用する作業							
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
6	バックホウを使用する作業							
7	トラクターショベルを使用する作業							
8	ブルドーザーを使用する作業							

注 区域の区分

第一号区域：特定工場等の騒音に係る規制基準の第1種～第3種区域の全域並びに第4種区域で学校、保育所、病院、図書館等の敷地の周囲80m以内の区域

第二号区域：第一号区域以外の規制地域

(ウ) 自動車交通騒音

騒音規制法に基づく指定地域内には、自動車交通騒音の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べることができる。

(2) 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、同法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県内全域にわたっている。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 富山県条例特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

適用地域等 区域	一般の地域			第1,2種に隣接			学校等の周辺		
	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜
第1種区域	45	40	40	同 左			同 左		
第2種区域	55	45	40	同 左			50	40	40
第3種区域	65	60	50	同 左			60	55	45
第4種区域	70	65	63	65	60	55	65	60	58
その他の地域	60	55	50	同 左			同 左		

注1 区域の区分

・都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び県知事が指定した区域のうち

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域

第2種区域：第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域（境界から50m内の範囲）

その他の地域：上記以外の全ての地域

2 時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00 朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

(3) 届出状況

本市では、騒音規制法及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。

[関係資料（届出）－3，5]

ア 騒音規制法に基づく届出状況

令和7年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
騒音規制法に係るもの	465	3,911

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

令和7年3月31日現在

区 分	届出事業所数
富山県公害防止条例に係るもの	465

□ 特定建設作業の実施届出状況（騒音規制法）

作 業 の 種 類		法令に基づく届出件数
1	くい打機を使用する作業	0
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	13
4	空気圧縮機を使用する作業	2
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
計		15

注 届出件数は令和6年度中の届出件数である。

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 工場騒音

工場騒音に関する問題としては、工場と住居が混在していること、特に中小規模の工場については敷地が狭いうえ、建物構造も簡易であるなど問題点が多い。

これらの問題を抱える事業所等に対しては、建物構造の改善、低騒音型機械への更新、作業時間の変更、作業場の移転等の指導を行うとともに、資金的な面では、富山県中小企業環境施設整備資金融資の斡旋をしている。

(2) 建設騒音

騒音規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、作業開始日の7日前までに届け出を義務づけている。本市では届け出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底および低騒音工法の採用等の指導に努めている。

(3) 自動車交通騒音

現在、騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度を超過する地点はないが、今後とも引き続き騒音レベルの実態把握に努めることとしている。